

第15回 真室川町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年8月27日(火) 午後3時00分～午後3時35分

2. 場 所 真室川町役場庁舎 3階会議室 301・302

3. 議 事

- ・議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員

梁瀬 裕	庄司 稔	高橋慎知子	高橋 充
園部義和	沼澤一夫	佐藤慎一	

(2) 欠席委員

新田祥子	阿部邦之
------	------

(3) 傍聴農地利用最適化推進委員

斎藤 功	小松栄富	齋藤賢人	高橋 誠
------	------	------	------

(4) 事務局出席者

事務局長	斉藤克智
事務局長補佐	木戸太一
事務局主事補	池田梨央
会計年度任用職員	齊藤瑠依

5. 議事録署名委員

庄司 稔	佐藤慎一
------	------

事務局長	第15回真室川町農業委員会総会を始めます。それでは会長よろしく お願いいたします。
会 長	みなさんこんにちは。第15回真室川町農業委員会総会を始めます。 3番の事務報告をお願いします。
事務局長	【事務局説明】
会 長	はい。ありがとうございます。次に4番の議事録署名委員は9番委員 と2番委員にお願い致します。それでは、5番の議事に入ります。議案 第37号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を お願い致します。
事務局長	【事務局説明】
会 長	ありがとうございます。現地確認の報告をお願いします。
事務局補佐	はい。2筆ありますが、一つは牧草が作付けされており、もう一つは 自己保全でした。ご審議お願いいたします。
会 長	ありがとうございます。皆さんからご意見やご質問はございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	ないようですので、議案第37号は決定させていただきます。続きま して、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、説明 をお願いします。
事務局長	【事務局説明】
会 長	ありがとうございます。現地確認はどうでしたか。
事務局補佐	はい。前回総会案件の携帯電話の基地局のすぐ横です。現場事務所と して貸し出すということで、作物は植えられておりませんでした。そ れなりに管理されていきました。工事終了後は、速やかに農地に戻すこ とができる状態でした。

会 長	ありがとうございます。皆さんからご意見やご質問はございませんか。
9 番委員	はい。コンクリートを使用して建設物を建てるわけでもないようですが、この場合も転用許可申請は必要なのですか。
事務局補佐	はい。農地を農地以外の目的で使用するので、転用許可申請は必要です。
9 番委員	はい。わかりました。
会 長	はい。私からも質問があるのですが、●●地区でも工事をしている場所があります。そこでも現場事務所を一時的に借り受けているようですが、転用許可申請をしていますか。していなかった場合、しなくても良いのですか。
事務局補佐	町としては申請があれば受け付けています。数カ月間の一時的なものであれば申請されないケースもありますが、先ほども申し上げた通り、基本は許可申請が必要です。
会 長	わかりました。皆さんから他にご意見やご質問はございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	ないようですので、議案第 38 号は決定させていただきます。 これで第 15 回の総会を終了します。ありがとうございました。

議 事 録 署 名 人

会長

印

委員

印

委員

印